

確認の業務を行う場合における登録住宅性能評価機関票

この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

登録区分	住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第2項第1号か第3号までに掲げ津」住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第9条第1号及び第2号に定める区分
登録番号	東北地方整備局長 第11号
登録の有効期間	令和6年12月1日から令和11年11月30日
機関の名称	株式会社 北日本建築検査機構
代表者の氏名	代表取締役 國安 恵子
主たる事務所の所在地	秋田市檜山川口境13番7号 電話 018-884-0071
実施する住宅性能評価の種類	設計住宅評価、建設住宅評価（新築住宅）
住宅性能評価を行う住宅の種類	すべての住宅
性能評価を行う区域	秋田県全域
確認を行う住宅の種類	すべての住宅
確認を行う区域	秋田県全域

一般社団法人住宅性能評価・表示協会が定める「会員登録住宅性能評価機関の情報開示について」等に基づき表示しています。

評価実績	評価協会「機関別 評価業務状況」参照 http://www.hyoukakyokai.or.jp/teikyo_joho/jisseki_disp.php?T=1
届出をおこなっている評価員の人数	4名
評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名	三浦 清儀
登録を行った年月日	令和元年12月1日